解体等工事現場で発生する廃棄物の処理等について



埼玉県 環境部 産業廃棄物指導課 監視•指導•撤去担当

埼玉県マスコット 「コバトン」「さいたまっち」

目次

- ① 廃棄物処理法の概要と排出事業者の責務
- ②解体等工事現場で発生する廃棄物について
- ③ 石綿含有廃棄物等の処理について

廃棄物とは

この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥……その他の汚物または不要物であつて、固形状または液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染されたものを除く。)をいう。(法第2条第1項)

→ ごみなどの不要物や自分で利用したり他人に有償で売却できない ため不要になった固形状又は液状のもの(⇔有価物)

廃棄物

産業廃棄物

事業活動に伴って排出される廃棄物(例:解体等工事現場)

※事業活動に伴って生じた廃棄物でも、業種限定に該当しない 品目の廃棄物は事業系一般廃棄物となります。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物

(例:一般家庭等から排出される廃棄物)

産業廃棄物とは

産業廃棄物

′産業廃棄物は <u>排出事業者の責任において</u>処理すること

排出する業種に限定がないもの(12種類)

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき、ばいじん

排出する業種に限定があるもの(7種類)

紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体

政令第13号廃棄物(1種類)

※上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの

※事業活動に伴って生じた廃棄物でも、業種限定に該当しない品目の廃棄物は 事業系一般廃棄物となります。

特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性等、人の健康や生活環境 にかかる被害を生ずるおそれのあるもので政令で定めるもの

- ●引火性の高い廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)
- ●pH 2.0以下の廃酸 ●pH12.5以上の廃アルカリ
- ●感染性産業廃棄物 ●**廃石綿等** ●PCB廃棄物…等

排出事業者の処理責任

産業廃棄物は『排出事業者の責任』において適正に処理 しなければならない。

- 自ら処理する場合 ⇒ 処理基準を守る
- 処理を委託する場合 ⇒ 委託基準を守る

排出事業者の責務(委託基準)

- ・産業廃棄物処理業の許可を持つ業者に委託する
- ・契約書を作成する。(法定記載事項)
- ・管理票(マニフェスト)を交付する。
- ・契約書及びマニフェストは5年間保存する。

基準に違反した場合は排出事業者に重い罰則あり

解体等工事で発生する産業廃棄物の排出事業者

建設工事(建築物その他の工作物の全部又は一部の新築、改築、又は除去を含んでおり、解体工事も含む)に伴い生じる産業廃棄物について、排出事業者は元請業者となる

(法第21条の3参照)

<注意>

下請負人に解体工事で発生した廃棄物の運搬を委託する場合、下請負人には産業廃棄物収集運搬業の許可が必要 →業の許可が無い下請負人への処理委託は無許可業者への 委託となります。



処理委託基準違反(無許可業者への委託)

②解体等工事現場で 発生する廃棄物について

② 解体等工事現場で発生する廃棄物について

解体等工事で発生する廃棄物の種類

く産業廃棄物>

赤字は石綿含有産業廃棄物の可能性あり(廃石綿を除く)

- がれき類 【コンクリート・れんが破片等】
- ・廃プラスチック類 【合成樹脂全般・塗膜くず等】
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず【ガラス及び陶磁器 全般・石膏ボード等】
- 金属くず 【鉄筋・パイプ等】
- 汚泥 【含水率が高い泥状の掘削物等】
- •木くず 【型枠・内装材・伐根・伐採木等】
- 紙くず 【壁紙・段ボール・こん包材等】
- ・繊維くず 【天然繊維のウェス・ロープ等】
- •建設混合廃棄物
- ・特別管理産業廃棄物 【廃石綿等・PCB等】



石綿(アスベスト)は特に注意が必要

②解体等工事現場で発生する廃棄物について

石綿(アスベスト)について

石綿が廃棄物になった際の区分について

廃石綿等

<u>(特別管理産業廃棄物)</u>

- ・吹付け石綿(レベル1)
- ・保温材、断熱材及び耐火被覆材 (レベル2)

石綿含有産業廃棄物

・石綿スレート等の外装材、 床タイル等の石綿含有成形板、 石綿含有仕上塗材など(レベル3)

※アスベスト(石綿)粉じんの飛散のしやすさ(発じん性)で、作業を3つのレベルに分類

レベル1:発じん性が著しく高い

レベル2:発じん性が高い

レベル3:比較的低い※

※ 石綿含有仕上塗材は比較的飛散性が高いおそれのある ものとして取扱いに留意すること。

② 解体等工事現場で発生する廃棄物について

石綿含有廃棄物等となる石綿含有建材の種類

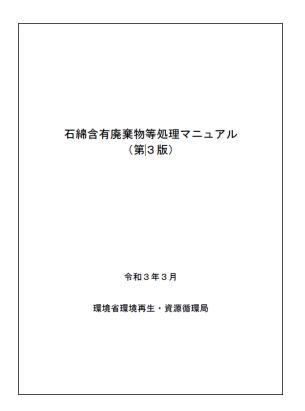
○廃石綿等(特別管理産業廃棄物)

○石綿含有産業廃棄物

石綿含有建材の種類 (レベル1・2)	例	石綿含有建材の種 類(レベル3)	例	留意事項
①石綿含有吹付け材(レベル1)	・吹付け石綿 ・石綿含有吹付けロックウール (乾式・湿式) ・石綿含有ひる石吹付け材 ・石綿含有パーライト吹付け材	①石綿含有成形板 等	・スレート波板 ・ケイカル板※ ・石膏ボード ・サイディング ・Pタイル ・下地調整塗材	※ケイ酸カルシウム 板第1種は比較的飛 散性が高いおそれの あるものとして取扱 いに留意すること。
②石綿含有保温材 (レベル2)	・石綿保温材・石綿含有けいそう土保温材・石綿含有パーライト保温材・石綿含有ひる石保温材・石綿含有けい酸カルシウム保温材・石綿含有水練り保温材			
		②石綿含有仕上塗材 ※吹付け工法か否かによらない	・セメントリシン 等 ・セメント系吹付 けタイル等	石綿含有成形板が廃棄物となったものより比較的飛散性が高いおそれのあるものとして取扱いに留意すること。
③石綿含有断熱材 (レベル2)	・屋根用折版裏石綿断熱材 ・煙突石綿断熱材			
④石綿含有耐火被覆 材(レベル 2)	・石綿含有耐火 ・石綿含有けい酸カルシウム板 第2種	③除去され、用具 又は器具等に付着 した石綿含有建材	・除去用具一式 ・防護服・マスク	石綿含有廃棄物の中 でも比較的飛散性が 高いと考えられるこ とに留意すること。

石綿含有廃棄物等の処理について

・以下の2つのマニュアル及び指導方針を遵守してください。





- ① 石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版) 【令和3年3月環境省 環境再生・資源循環局】
- ② 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品 産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に 関する指導方針【埼玉県作成】

※廃石綿等·石綿含有産業廃棄物共通

※石綿含有産業廃棄物のみ

廃石綿等(レベル1・2)の処理【保管・処理】①

石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)

一部抜粋

- ・廃石綿等を生ずる事業場を設置する事業者は、廃石綿等の処理に関する業務を適切に行わせるため、廃石綿等を生ずる事業場ごとに、環境省令で定める資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。
- ・石綿含有廃棄物等は、他の廃棄物と混ざらないよう分別し、排出しなければならない。
- 排出事業者は、廃石綿等が運搬されるまでの間、特別管理産業廃棄物に係る保管の基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。
- 廃石綿等を入れる耐水性の材料には、十分な強度を有するプラスチック袋又は堅牢な容器(ドラム缶等の密閉容器)があり、積込・荷降ろし等の作業条件を十分に考慮して、容易に破損等のおそれのないものを使用する必要がある。なお、プラスチック袋を使用する場合は、厚さが0.15mm以上のものを使用すること。

廃石綿等(レベル1・2)の処理【保管・処理】②

石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)

一部抜粋

- 排出事業者は、廃石綿等の運搬又は処分を他人に委託して行う場合 は廃石綿等を受託者に引き渡す際に、廃棄物の種類、数量、交付年月 日等の定められた事項を記載したマニフェストを交付しなければならない。
- ・廃石綿等の中間処理は、特別管理産業廃棄物たる廃石綿等として埋立処分を行う場合を除き、溶融施設を用いて溶融する方法又は無害化処理の方法により行うものとする。
- ・廃石綿等の埋立ては、廃棄物処理法第15条第1項に基づく許可を受けた管理型最終処分場で行うこと。

石綿含有産業廃棄物(レベル3)の処理【保管・処理】①

石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版) 一部抜粋

- ・石綿含有廃棄物等は、他の廃棄物と混ざらないよう分別し、排出しなければならない。
- 排出事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物に 係る保管の基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保 管しなければならない。
- 石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは、石綿含有廃棄物の中でも石綿の飛散性が比較的高いおそれがあることから、確実なこん包として、排出時に耐水性のプラスチック袋等により二重でこん包を行うこと。また、こん包の前に固型化、薬剤による安定化等の措置を講ずることが望ましい。

石綿含有産業廃棄物(レベル3)の処理【保管・処理】②

石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版) 一部抜粋

- 排出事業者は、石綿含有産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託して行う場合は廃石綿等を受託者に引き渡す際に、廃棄物の種類、数量、交付年月日等の定められた事項を記載したマニフェストを交付しなければならない。
- 石綿含有産業廃棄物の中間処理は、溶融施設を用いて溶融する方法 又は無害化処理の方法により行うものとする。
- 石綿含有廃棄物の埋立ては、廃棄物処理法第8条第1項又は第 15 条第1項に基づく許可を受けた最終処分場で行うこと。 ~ なお、石綿含有産業廃棄物が木材その他の有機繊維を含んだ廃棄物や汚泥等の安定型産業廃棄物以外の廃棄物に該当する場合は、管理型最終処分場又は遮断型最終処分場で処分すること。

石綿含有産業廃棄物の品目(契約書及びマニフェスト)

令和3年3月まで

・①がれき類、②ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、③廃プラスチック類のいずれか又はそれらの混合物

令和3年4月から

(石綿含有廃棄物等処理マニュアル第3版公表後)

・上記①~③及び④汚泥のいずれか又はそれらの混合物



- ・国マニュアルで「石綿含有仕上塗材を一部の工法で除去した場合は、石綿含有産業廃棄物の「汚泥」に該当する場合がある」…とされたことを受け、県では石綿含有産業廃棄物に汚泥を追加。
- ・産業廃棄物処理業許可において、石綿含有産業廃棄物の「汚泥」の許可を出すこととなった。



石綿含有仕上塗材が産業廃棄物と なる場合の取扱いについて

石綿含有産業廃棄物に該当します

- これまで、吹付け施工された石綿含有仕上塗材が除去工事 等により産業廃棄物となった場合、特別管理産業廃棄物の 「廃石綿等」とされていました。
- 国のマニュアル改定により産業廃棄物の「石綿含有産業廃 棄物」として取り扱うことになりました。

石綿含有産業廃棄物の「汚泥」に該当する場合があります

- 泥状であれば石綿含有産業廃棄物の汚泥に該当します。
- 固形であれば、主に石綿含有産業廃棄物のがれき類など に該当します。

許可を有する業者へ処理委託してください

- 県の産業廃棄物処理業許可業者は、石綿含有 産業廃棄物の汚泥を取り扱う場合は、許可証の 書換え等の必要な手続を行ってください。
- 排出事業者は、許可を有する業者へ処理委託 をしてください。
- * 当分の間、廃石綿等に準じて特別管理産業廃 棄物とみなして処理委託することも可能とします。



埼玉県マスコット コバト)

↓ ↓ お問合せはこちら↓ ↓

埼玉県環境部産業廃棄物指導課

- 監視・指導・撤去担当 048-830-3135 (産業廃棄物に係る指導について)
- 048-830-3133 (産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を含む)及び 産業廃棄物中間処分業許可について)
- O収集運搬業担当 048-830-3026

(産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を除く)許可について) 2021118 実験

埼玉県産業廃棄物指導課作成チラシ (令和3年11月)

石綿含有産業廃棄物の汚泥を処理委託する際の注意

○産廃処理業者の許可証には、処理可能な廃棄物の記載がありますので、委託する事業者の産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可証を確認し、【汚泥(石綿含有産業廃棄物を含む)】の許可があるか確認してください。

→許可が無い事業者に処理委託した場合は、排出事業者が委託 基準違反となる場合があります。

○処理業者の検索方法公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団サイト内「さんぱいくん」



埼玉県マスコット 「コバトン」「さいたまっち」

https://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index.php

石綿含有産業廃棄物(レベル3)の処理【保管・処理】

石綿含有産業廃棄物の指導方針(埼玉県) 一部抜粋

排出場所での保管

- ○石綿含有産業廃棄物を破砕又は切断しないこと。運搬するためにやむを 得ず切断する場合には、十分に湿潤化した上で必要最小限の切断とし、 速やかに梱包すること。
- ○石綿が飛散しないよう、その材質が容易に破損しない梱包または容器に 入れ、かつ、シートで被う等の措置を講じること。

収集運搬について(引き渡しに係る部分)

- ○石綿が飛散しないよう、その材質が容易に破損しない梱包又は容器に 入れ、かつ、シートで覆う等の措置を講じること
- ○石綿含有産業廃棄物等をその他の物と混載して収集又は運搬する場合 は、混合しないようにすること。
- ○石綿含有産業廃棄物の汚泥をその他の石綿含有産業廃棄物と合わせて 収集運搬する場合には、石綿含有産業廃棄物の汚泥を耐水性のプラス チック袋等で二重に梱包した上で、袋の破損等による廃棄物の流出が 起こらないよう必要な措置を講ずること。

まとめ

- ○解体等工事現場で発生する産業廃棄物は、元請事業者が排出事業 者となる。
- ○石綿含有廃棄物等のうち、吹付け石綿(レベル1)及び保温材等 (レベル2)については特別管理産業廃棄物(廃石綿等)として、 また石綿含有成形板・石綿含有仕上塗材等(レベル3)について は石綿含有産業廃棄物としてそれぞれ処理委託等すること。
- ○石綿含有仕上塗材は、吹付け工法か否かに関わらず石綿含有産業 廃棄物となる。
- ○石綿含有産業廃棄物は<mark>廃プラ・がれき類・ガラ陶・汚泥の4品目</mark> のいずれか又はそれらの混合物となる。
- ○それぞれの品目の石綿含有産業廃棄物について、その許可を持つ 産業廃棄物収集運搬業者に引き渡すこと。
- ○汚泥(石綿含有産業廃棄物を含む)の許可を持つ産業廃棄物収集 運搬業者が増えるまでは、猶予措置として当該産業廃棄物を特別 管理産業廃棄物(廃石綿)として処理してかまわない。



産業廃棄物の 適正処理に御協力 お願いします。

ご清聴ありがとう ございました。